

静岡県告示第232号

ふじのくにエネルギー地産地消推進事業費補助金交付要綱（平成27年静岡県告示第395号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第2 定義</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) この要綱において「温泉熱利用」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 温泉の熱をヒートポンプの熱源として利用すること（以下「<u>温泉熱ヒートポンプ利用</u>」という。）。</p> <p>イ 温泉の熱を給湯、暖房その他の知事の認める用途の熱源として利用すること（アに掲げるものを除く。<u>以下「温泉熱直接利用」という。</u>）。</p> <p>(6)～(10) (略)</p>	<p>第2 定義</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) この要綱において「温泉熱利用」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 温泉の熱をヒートポンプの熱源として利用すること。</p> <p>イ 温泉の熱を給湯、暖房その他の知事の認める用途の熱源として利用すること（アに掲げるものを除く。）。</p> <p>(6)～(10) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表1(1)中「3分の1」を「2分の1」に改める。

別表2を次のように改める。

別表2 設備導入事業

(1) ふじのくにフロンティア推進区域等内において、設備を導入する場合

補助の対象			補助率（額）
導入する設備	規模の要件	対象とする経費	
バイオマス熱利用のための設備（知事が別に定めるものを除く。）	出力20キロワット相当以上1,000キロワット相当以下	導入する設備欄に掲げる設備の整備に要する経費のうち、次に掲げるもの	左に掲げる経費の合計額に2分の1を乗じて得た額以内とし、4,500万円を限度とする。
バイオマス発電のための設備	メタン発酵ガス発電設備	(1) 詳細設計費 事業に必要な機械装置等の設計に要する経費	左に掲げる経費の合計額に2分の1を乗じて得た額以内とし、1億9,500万円を限度とする。
	木質バイオマス発電設備（知事が別に定めるものを除く。）	(2) 機械装置等購入費 事業に必要な機	左に掲げる経費の合計額に2分の1を乗じて得た額以内とし、1億9,500万円を

	く。) 廃棄物発電設備	下	械装置等の購入、 製造、改修、据付け等に要する経費 (土地の取得に係る経費及び賃借料を除く。)	限度とする。 左に掲げる経費の合計額に2分の1を乗じて得た額以内とし、1億5,000万円を限度とする。
小水力発電のための設備		出力20キロワット以上200キロワット以下	(3) 工事費 事業の実施に必要な配管、配電等の工事に要する経費(建屋の新築、増築等に係る経費を除く。)	左に掲げる経費の合計額に2分の1を乗じて得た額以内とし、4,500万円を限度とする。
温泉熱利用のための設備、温泉熱発電のための設備又は温泉付随ガス熱利用・発電のための設備		出力20キロワット相当以上		左に掲げる経費の合計額に2分の1を乗じて得た額以内とし、4,500万円を限度とする。

(注) 国が当該事業に係る経費について全部又は一部を補助する事業の場合は、国からの補助額を控除した額を対象とする経費とする。

(2) (1)に該当しない場合

補助の対象			補助率(額)
導入する設備	規模の要件	対象とする経費	
バイオマス熱利用のための設備(知事が別に定めるものを除く。)	出力20キロワット相当以上1,000キロワット相当以下	導入する設備欄に掲げる設備の整備に要する経費のうち、次に掲げるもの	左に掲げる経費の合計額に4分の1を乗じて得た額以内とし、2,250万円を限度とする。
バイオマス発電のための設備	メタン発酵ガス発電設備	(1) 詳細設計費 事業に必要な機械装置等の設計に要する経費	左に掲げる経費の合計額に4分の1を乗じて得た額以内とし、9,750万円を限度とする。
	木質バイオマス発電設備(知事が別に定めるものを除く。)	(2) 機械装置等購入費 事業に必要な機械装置等の購入、	左に掲げる経費の合計額に4分の1を乗じて得た額以内とし、9,750万円を限度とする。
	廃棄物発電設備	製造、改修、据付け等に要する経費(土地の取得に係る経費及び賃借料を除く。)	左に掲げる経費の合計額に4分の1を乗じて得た額以内とし、7,500万円を限度とする。
小水力発電のための設備	出力20キロワット以上200キ	(3) 工事費	左に掲げる経費の合計額に4分の1を乗じて得た額

	ロワット以下	事業の実施に必要な配管、配電等の工事に要する経費（建屋の新築、増築等に係る経費を除く。）	以内とし、2,250万円を限度とする。
温泉熱利用のための設備、温泉熱発電のための設備又は温泉付随ガス熱利用・発電のための設備	出力20キロワット相当以上		左に掲げる経費の合計額に4分の1を乗じて得た額以内とし、2,250万円を限度とする。

(注) 国が当該事業に係る経費について全部又は一部を補助する事業の場合は、国からの補助額を控除した額を対象とする経費とする。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。